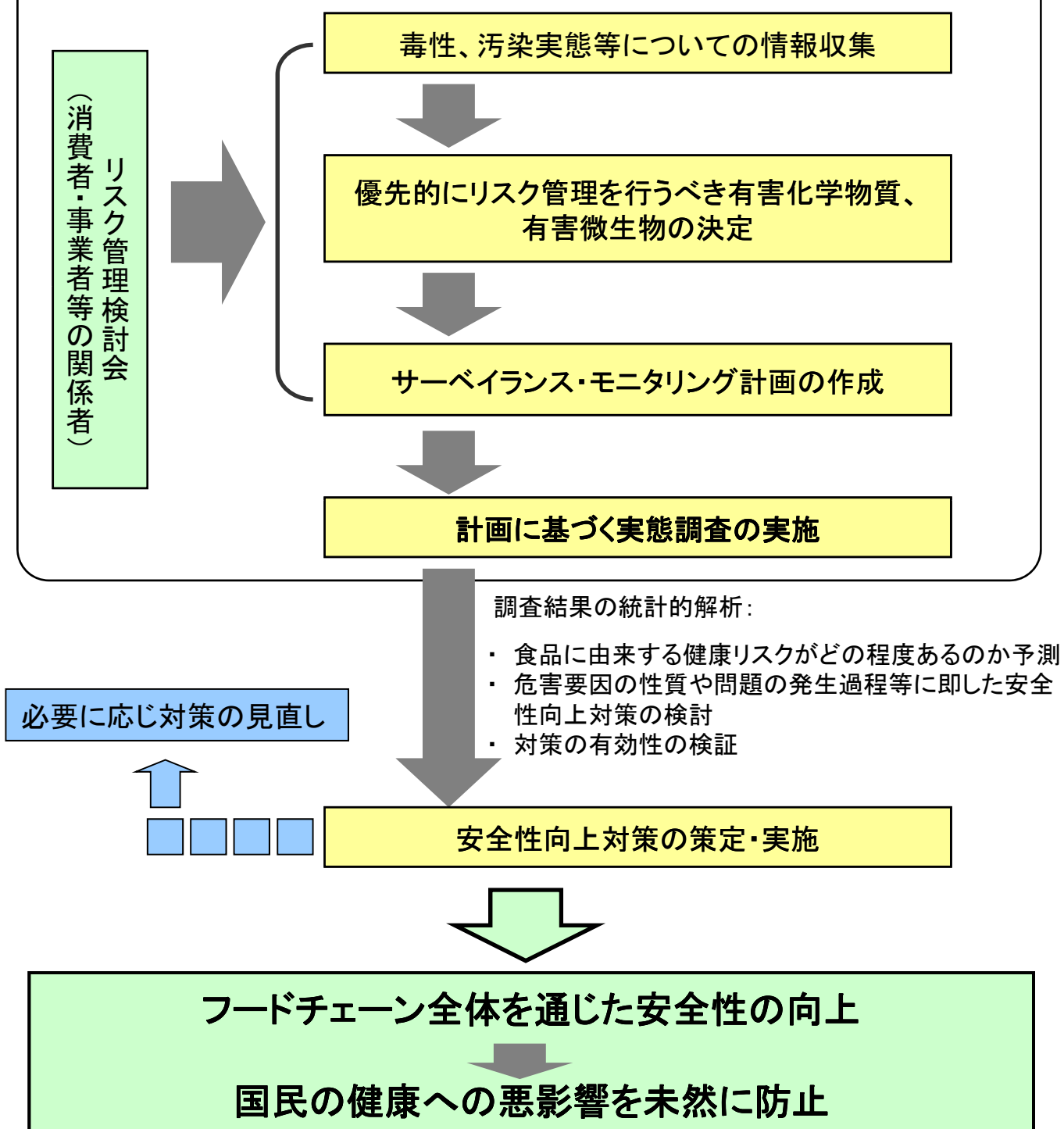


有害化学物質及び有害微生物のリスク管理のための調査・分析

有害化学物質による食品や飼料の汚染実態の調査の実施
(平成18年度～)

有害微生物による食品や生産環境の汚染実態の調査の実施
(平成19年度～)

実態調査の実施のスキーム



リスク管理検討会メンバーリスト(五十音順、敬称略)

平成23年2月現在

1. 筋 祥子 (コンシューマーズ京都)
2. 石井 胖行 ((財)食品産業センター)
3. 鬼武 一夫 (日本生活協同組合連合会)
4. 菅 いづみ (全国消費者団体連絡会)
5. 柴田 温 (全国農業協同組合連合会)
6. 下田 誠 ((株)マルエツ)
7. 手塚 義博 ((社)大日本水産会)
8. 中井 尚 ((社)日本フードサービス協会)

(注)リスク管理検討会においては、上記の者以外に、案件に応じ分野別のメンバーが参加

食品安全行政に関する世界的傾向

■ 国民の健康保護が最も重要

■ 科学データに基づく判断

■ 後始末より未然防止

} ⇒ リスク分析

「リスク管理の標準手順書」(農水省2005)

■ 農場から食卓まで ⇒ 一次生産から消費まで
(フードチェーン・アプローチ)

WTO/SPS協定と食品安全

Sanitary and Phytosanitary
(人、動物、植物の生命及び健康)

WTO加盟国の**食品安全**に関する措置は、

- **科学的原則**に則っていなければならない —
科学的根拠なしに維持してはいけない(第2条2)
- もし国際的な基準(**Codex規格**)が存在するならば、それに基づいていなければならない(第3条1)
- リスク評価に基づいていなければならない(第5条1)

農水省によるリスク管理の標準手順書の作成

公表：平成17年8月25日

【内容】

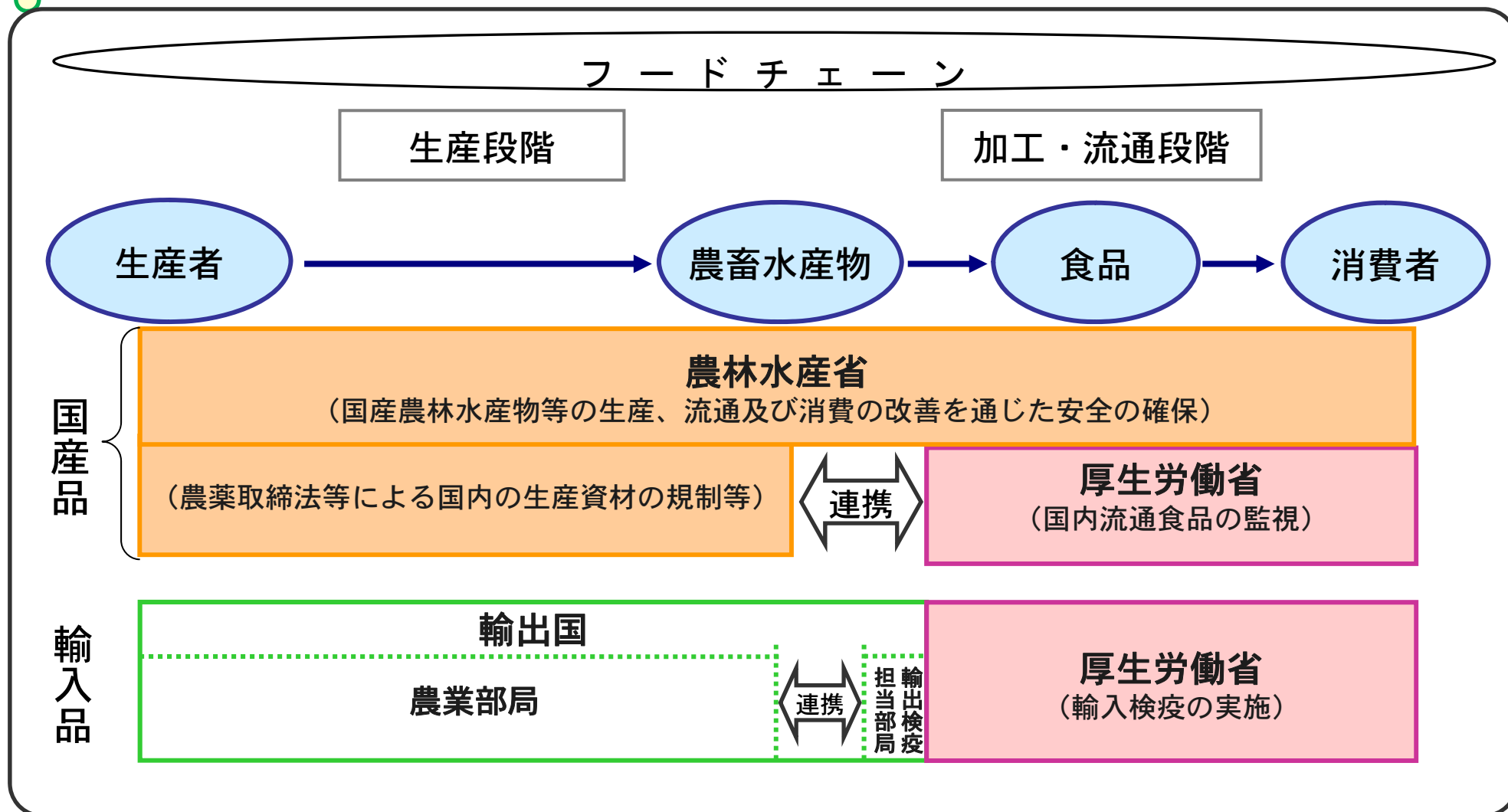
農林水産省が行うリスク管理の標準的な手順（ハザードに関する情報の収集・分析、データの作成、リスク評価の諮問、施策の検討・決定に当たり考慮すべき事項等）を明確にしたもの

【期待される効果】

- 科学的原則に基づいて国際的に合意された枠組に則ったリスク管理が可能
- リスク管理を一貫した考え方の下で実施
- リスク管理の過程で利害関係者の意見を反映

食品の安全性向上のために

世界では、生産から消費にわたって、食品の安全性向上に取り組むことが常識



食品の安全性向上のために（2）

- 食品の安全性向上には、日頃から「安全な食品を作る(作らせる)」地道な努力が必須
- まず食品がどの程度安全であるかを知ることが不可欠
- 安全と判断されるのであれば、何か手を打ったり、税金を無駄に使ったりする必要はない
- 安全と言えないのであれば、安全性を高めるために必要な措置を考え、実施する
 - その際、措置の実施可能性や効果、コストなどを検討
 - 措置を実施後、効果を検証

食品の安全性向上のために（3）

国際基準との整合性

有害微生物・化学物質
に関する情報の収集

科学的根拠に立脚

わが国の実態
を調べる必要

YES

国際規格・
基準
実施規範

実態を反映

実態調査

例：コメ中の
カドミウムの
基準値

安全と言えるか
評価

NO

効果の
検証

YES

安全確認

安全性向上対策の
策定・実施

安全な食品

実態調査結果の活用

- ① 食品に由来する健康リスクの程度の予測
 - 「安全」であることの科学的根拠
 - 何か対策を打つ必要があるかを検討
- ② 危害要因の性質や問題の発生過程、問題の程度等を考慮した安全性向上対策（製造法の改善など）の検討・実施
- ③ 対策の実施によるリスク低減効果の検証
- ④ 基準値設定等の規制措置の検討にも活用

危険だから実態調査をするわけではない！
安全と言えるかどうかを知るための調査！